**平成２７年（フ）第１０７０号**
横浜市南区睦町１丁目27番地　更生施設民衆館、住民票上の住所横浜市南区清水ケ丘165番地49
破産者　上田　秀俊
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１５２４号**
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目11番47号ウィルヒルズ湘南Ａ202
破産者　田中　幸康
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３２号**
富山市八町4860番地６
破産者　上野　光夫
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３３号**
富山市八町4860番地６
破産者　上野三千子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第１６０号**
金沢市古府１丁目77番地　グロリアスガーデン202号、従前の住所石川県能美市和光台１丁目94番地
破産者　ＳＰＥＲＡＲＥこと　畑中　　望
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第９４号**
静岡市葵区東千代田２丁目９番10号
破産者　中込　秀男
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第４０９号**
静岡県浜松市東区大瀬町2416番地
破産者　大石　守孝
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第４１０号**
静岡県浜松市東区大瀬町2416番地
破産者　大石　祐里
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第４７号**
山口県美祢市大嶺町西分２―47、住民票上の住所山口県下関市山手町11番７号
破産者　上田　宜弘
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２６年（フ）第２１１号**
香川県高松市太田下町2689番地５
破産者　松井　　寿
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２７年（フ）第８２号**
愛媛県松山市辻町13番15号　グレース辻町211号
破産者　伊藤　光治
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第５７号**
熊本県八代市袋町３番28号、旧住所熊本県八代市新地町２番５号（307）
破産者　井上　英知
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

**平成２７年（フ）第３３６号**
北九州市小倉北区足立２丁目３番１―701号
破産者　溝口　純一
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１３５５号**
札幌市豊平区平岸３条15丁目３番10号　第６藤井ビルＢ―401号
破産者　石部　　彰
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１３９０号**
札幌市清田区清田４条２丁目10番１―505号
破産者　久保　雅子（旧姓谷木原）
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１４３７号**
札幌市西区山の手３条７丁目４番20号
破産者　河上　恭儀
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１４５５号**
札幌市北区新琴似９条９丁目１番４号　メゾンポヌール201号
破産者　平澤　孝一
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１８７号**
仙台市太白区郡山字北目宅地46番地の２
破産者　佐藤　静香
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３８１号**
仙台市青葉区北根黒松２番10―902号、従前の住所青森県三戸郡五戸町字正場沢長根２番地２
破産者　佐藤　康治
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係